

納税管理人(変更・取り消し)申告・承認申請書

- 軽自動車税
- 固定資産税
- 住民税

年 月 日

納税義務者 住所

ふりがな

菊池市長 様

氏名

印

電話 () -

地方税法第300条第1項、同355条及び菊池市税条例第25条、同64条の規定に基づき、
 下記のとおり申告・承認申請します。(ただし、令和 年 月から)
 記

納税管理人の	1 新規	住所	〒			(Tel)	
		ふりがな 氏名			納税義務者との関係		
	2 変更	変更前			変更後		
		住所	〒		住所	〒	
		ふりがな 氏名	印		ふりがな 氏名		
		電話		納税義務者との関係	電話		納税義務者との関係
	3 取り消し	住所	〒				(Tel)
		ふりがな 氏名			取り消し理由		
	承認申請理由						
	※処理欄		管理人の所在	熊本県内(申告) ・ 熊本県外(承認申請)			

承諾書

上記のとおり納税管理人となることを承諾しました。 年 月 日

(納税管理人) 住所

氏名

印

生年月日 T・S・H 年 月 日生

<注意>

- 1 納税管理人は、納税義務者の納税に関して管理することになります。固定資産税については、納税義務者の所有する全ての物件に係る納税に関して管理することになります。
- 2 納税管理人の変更、取り消しは、再度申告が必要です。(申告がないとそのまま継続します)
- 3 納税管理人が設定されますと、納付書や還付等に関する書類の発送等(滞納処分を除く)については、納税管理人に対してなされます。